

## 富士見市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によりブロック塀等の倒壊事故を未然に防止し、通行人の安全の確保を図るため、倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造その他の組積造若しくは鉄筋コンクリート造により又はコンクリート、れんが、石材その他これらに類する建築材料を用いることにより築造した塀又は門柱のうち、道路等に面する側の地盤面からの高さ（擁壁の上部に設置されている場合には、当該擁壁の高さを含む。）が0.8メートルを超えるものをいう。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する道路（同条第2項の規定により道路とみなされた道を含む。）及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和41年政令第103号）第4条に規定する通学路をいう。
- (3) チェックポイント 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）によるブロック塀等の安全点検のためのチェックポイントをいう。
- (4) 撤去工事 点検調査（チェックポイントによりブロック塀等の安全性を点検する調査をいう。）により倒壊の危険性が確認されたブロック塀等の全部又は一部（残存部分の高さが60センチメートルを超える場合を除く。）を解体し、及び撤去する工事をいう。ただし、擁壁の上部に設置されたブロック塀等にあつては、

ブロック塀等の全部を解体し、及び撤去する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内施工業者（市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人をいう。）により道路等に面するブロック塀等の撤去工事を行う者で、この補助金の交付申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存するブロック塀等を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）であること。
- (2) ブロック塀等の所有者等が複数である場合には、申請者以外の全ての所有者等が撤去工事の実施を承諾していること。
- (3) 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条に掲げる税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (4) 対象となるブロック塀等においてこの要綱による補助若しくは本市の他の要綱に基づく同様の補助又は国、地方公共団体その他これらに準ずる団体における同様の補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、道路等に面するブロック塀等の撤去工事に関する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体がブロック塀等の撤去工事を行う場合
- (2) 対象となるブロック塀等が道路改良等の公共事業の補償対象となる場合
- (3) 販売を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う場合
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為に伴う場合
- (5) 建築物の新築、増築又は改築に伴う場合
- (6) 法が適用される以前から対象となるブロック塀等が道路内に設けられている場合で、基礎を含めて全て撤去しない場合又は撤去後に同位置にブロック塀等を築造する場合
- (7) その他補助対象事業として適当と認められない場合

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の撤去工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は撤去するブロック塀等の長さ（その長さに0.1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ）1メートルにつき10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 付近見取図

(2) ブロック塀等の位置、長さ及び高さが記載された図面

(3) ブロック塀等の写真

(4) 見積書の写しその他補助対象経費の内容を確認することができる書類

(5) チェックポイントの確認書類

(6) 土地登記簿謄本その他のブロック塀等の全ての所有者を確認することができる書類

(事業内容の変更の様式等)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第6号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第7号によ

り当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第9条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(状況報告等)

第10条 規則第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、規則第11条の規定により市長の要求があったときは、当該要求に係る事項を報告し、又は必要に応じ、現地確認に応じなければならない。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第11号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 撤去工事の内容が分かる工事状況写真及び完了写真

(補助金等確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第13条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(交付決定の取消しの様式)

第14条 規則第17条第3項の規定による取消通知の様式は、様式第14号のとおりとする。

(返還命令の様式)

第15条 規則第18条の規定による返還命令の様式は、様式第15号のとおりとする。

る。